

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第七十五回） 財務大臣 谷垣 禎一	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一十一号）及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年法律第百一十一号）	社会等振替法（明治三十九年法律第七十五号）以下成振替法（明治三十九年法律第七十五号）の規定の適用を受けるものとし、その振替	国債の募集の取扱いは、日本銀行とする。国債の募集の取扱いは、日本銀行とする。	うち、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき、発行する利付国債の額は、四十七億千六百七十
平成十八年一月二十五日発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十八年一月二十四日	平成十八年一月二十五日	平成十八年一月二十五日	平成十八年一月二十五日

財務省告示第三十一号

省令第三十号（昭和五十七年大蔵

令第三十号）第四项の規定に基づき、平

成十八年一月二十五日発行する利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十八年一月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

利付国庫債券（十年）（第七十五回）

（昭和二十六年法律第百一十一号）及び

国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

法律第百一十一号）

及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

法律第百一十一号）

の根拠

（昭和二十六年法律第百一十一号）

及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

法律第百一十一号）

の根拠

（昭和二十六年法律第百一十一号）

及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

法律第百一十一号）

の根拠

（昭和二十六年法律第百一十一号）

及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

法律第百一十一号）

の根拠

（昭和二十六年法律第百一十一号）

及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

法律第百一十一号）

の根拠

（昭和二十六年法律第百一十一号）

及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

法律第百一十一号）

の根拠

（昭和二十六年法律第百一十一号）

及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

法律第百一十一号）

の根拠

（昭和二十六年法律第百一十一号）

及び国債整理基金特別会計法（昭和二十六年

六 払込金額
 七 最低額面金
 八 振替単位
 九 発行価格
 十 発行日
 十一 利率
 十二 経過利子
 の払込み

面金額で一兆四千九百九十二億
 八千三百六十六億三千四百
 一兆八千九百六十六億三千四
 百六十六億三千四百六十六億
 五万八千九百六十六億三千四
 百六十六億三千四百六十六億
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成十八年一月二十五日
 平成一・四パーセント
 額面金額百円につき九十九円八
 角二分
 額に「加え、次の算式により算
 出した金額を第十九号の規定す
 る。出た金額に払込むものとす
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口の
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額
 へただし、当該国債を発行時
 において取得する者が非居住
 者又は外国人である場合に

十三 初期利子

は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
する。ことができる。
平成十八年六月十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払いの期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を払う。

十五 償還金

平成二十七年十二月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元金

日本銀行

十八 払込期日

平成十八年一月十九日まで

十九 募集期間

平成十八年一月十三日から平成